

香川県生活環境の保全に関する条例施行規則の一部改正(案)に対するパブリック・コメントで提出された意見とそれに対する県の考え方

実施期間 平成 26 年 12 月 26 日から平成 27 年 1 月 26 日まで

実施結果 個人 1 人から 1 件 (内容は下記のとおり)

ご意見	ご意見に対する県の考え方
有害物質の使用削減が必要になってくると思うが、排水基準の改正とともに有害物質に代わる新しい手法の指導等はあるのか。	現時点では、今回の改正により対応が必要な工場等はありませんが、今後も、関係機関と連携し、情報収集や事業者への助言に努めてまいります。